

# 取手市地域高年齢者就業機会確保計画

令和3年3月19日

茨城県取手市

## 目 次

### 第1 地域高年齢者就業機会確保計画

1. 地域高年齢者就業機会確保計画の区域	… 3
2. 重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種	… 3
(1) 計画区域での重点業種の設定と理由	
(2) 高年齢者の雇用動向と今後の見通し	
(3) 課題	
3. 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業（提案）	… 1 1
(1) 総合相談事業（コンシェルジュ事業）	
(2) 高年齢者雇用新規開拓・啓発事業	
(3) シンポジウム事業	
(4) セミナー事業	
4. 計画期間	… 1 6
5. 計画区域における高年齢者の雇用・就業機会の確保の目標	… 1 6
(1) アウトプット指標	
(2) アウトカム指標	
6. 茨城県が実施する（している）高年齢者の就業機会の確保に資する事業	… 1 7

### 第2 本計画の協議先となる協議会

1. 協議会の名称及び構成員	… 1 7
(1) 名称	
(2) 構成員	
2. 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業	… 1 7
3. 協議会の活動内容	… 1 8

## 第1 地域高齢者就業機会確保計画

### 1. 地域高齢者就業機会確保計画の区域

取手市全域

### 2. 重点的に高齢者の就業の機会の確保を図る業種

#### (1) 計画区域での重点業種の設定と理由

##### (ア) 福祉（子育て・介護・生活支援）

子育て、介護、生活支援等の福祉分野では、人手不足が顕在化し、高齢者層への就業機会の需要も高まりつつある。実際に、市シルバー人材センターへの人材派遣依頼についても、介護事業所へのデイサービスへの移送等が増加傾向である。また、子育て分野においても、共働き世帯の増加により、学童保育や時間外保育など、高齢者が培った経験・能力を活かすことができると共に、子供や世代間を超えたふれあいによる生きがいがいづくりに繋がることも期待される。

介護サービスの利用者にとっても、年代が近い人からサービスを受ける方が安心感が増すと考えられ、事業者にとっても有益である。また、就労する高齢者層にとっても、介護はそれ自体が身近な存在であり、自分や家族の将来像を見据えるきっかけづくりにもなると考えられる。

子育てサービスに高齢者が参加することは、世代間交流の推進と、それによる子育て世帯の孤立化の防止に役立つと考えられ、ベッドタウンであるがゆえに核家族化が顕著な取手市においては、特に有益であると期待できる。

また、市内では、NPO 団体が移送サービス等の事業を行っており、就業のみならず、地域参画ボランティアでの活動も想定される分野である。

##### (イ) 小売・サービス

首都圏においては、小売業やサービス業の人手不足が顕在化している。取手市は、首都圏近郊のベッドタウンであり交通利便性の高い地域であることから、就業エリアも市内だけにとどまらず、広範囲に開拓することが可能であるため、高齢者層が担える業務を切り出し、就業機会の拡大・確保が図れることが期待される。

また、取手市は高齢化が進んでいるため、地域商業の潜在顧客もまた高齢者であるといえる。高齢の消費者にとっては、年代の近い店員のほうが話しやすい・買いやすい環境であるといえ、事業者にとっては、近隣に居住する高齢者の雇用によって自店へのロイヤリティが向上したり、高齢者をターゲットとした新たな商品・サービスの開発へのきっかけづくりにもなると考えられる。

#### (ウ) 農業

取手市は、利根川・小貝川という二大河川に3方向を囲まれた地形であることから、古来より水田農業が盛んであった。現在も、取手市の土地の3割ほどは農地であり、特に市内北側のエリアには「相馬二万石」とも称される広大な水田地帯が広がっている。しかしながら、高齢化や後継者不在などによる担い手不足は顕著であり、農業基盤は揺らぎつつあるのが現状である。

一方で、取手市が実施している貸農園「ふれあい農園」事業の利用者の大半は高齢者であり、高齢者の農業への意欲は高い。趣味としての家庭菜園だけではなく、もう一步レベルアップした農業による健康づくりや生きがいづくりをしたいと考えている層は少なくないと考えられる。

#### (エ) 起業

取手市では、平成27年度から地域での起業を通じ、雇用の創出及び働きやすい環境の構築による地域経済の活性化が図れるよう、市全体が起業家を応援する社会「起業家タウン取手」の実現を目指し、創業支援事業を展開している。

当事業の運営を担っているのが、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークであり、市の中心部である取手駅前の商業ビル内に本部を構え、インキュベーションオフィスを提供すると共に、商工会・市内金融機関・行政と連携し、窓口相談やセミナーの開催、情報誌の発行等、総合的な創業支援を展開している。また、起業家登録制度を設け、登録起業家が市内の登録店舗を利用すると様々なサービスが受けられ、起業時のスタートアップの費用が軽減される等、街全体が起業家を応援する取組みが行われている。

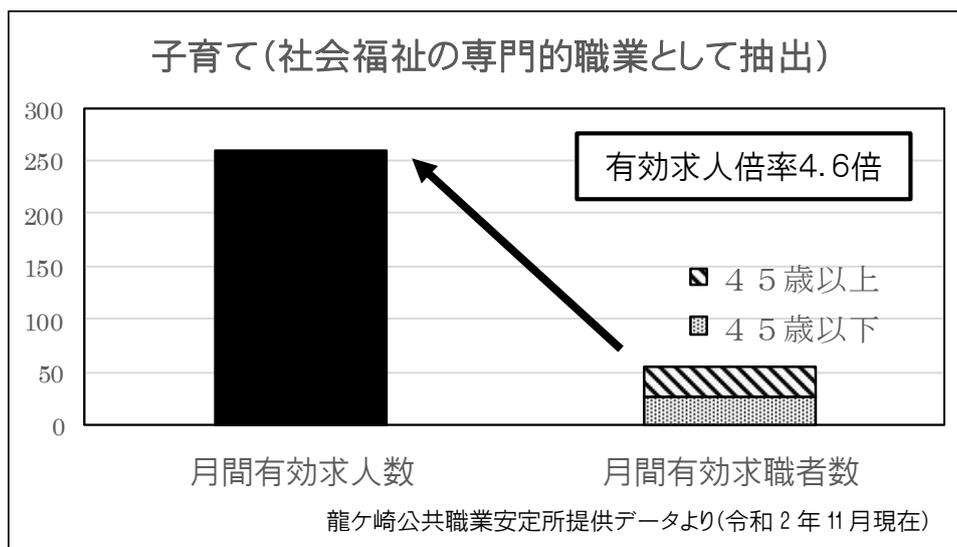
そのような街ぐるみの支援態勢が整っていることから、これまでの蓄積されたノウハウを活かした高齢者層への起業支援についても、大きな期待が寄せられる。

(2) 高齢者の雇用動向と今後の見通し

(ア) 福祉（子育て・介護・生活支援）

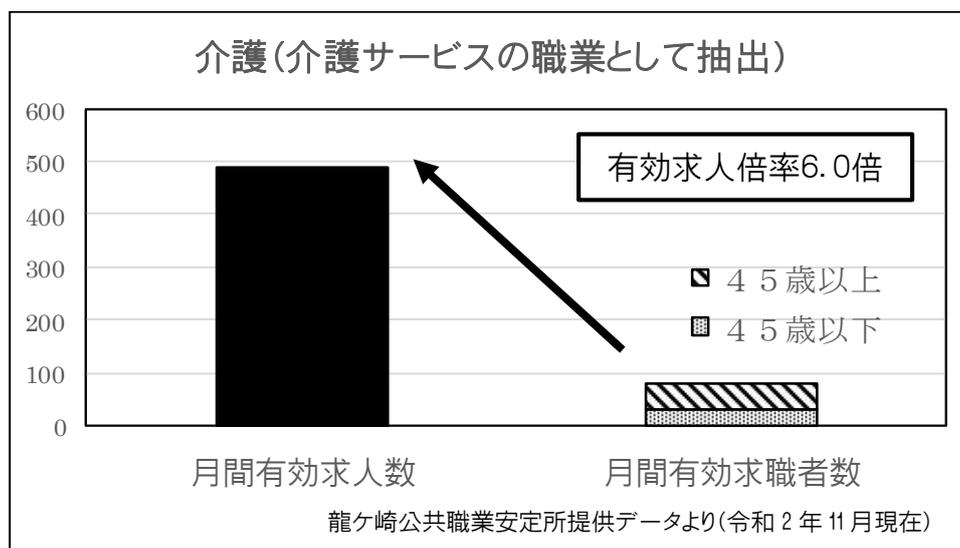
① 子育て

月間有効求人数が260人に対して月間有効求職者数が56人、うち45歳以上の求職者数29人（51.7%）、有効求人倍率は4.6倍である。保育需要が社会問題化するなかで、取手市においても子育て分野での人手不足は深刻である。



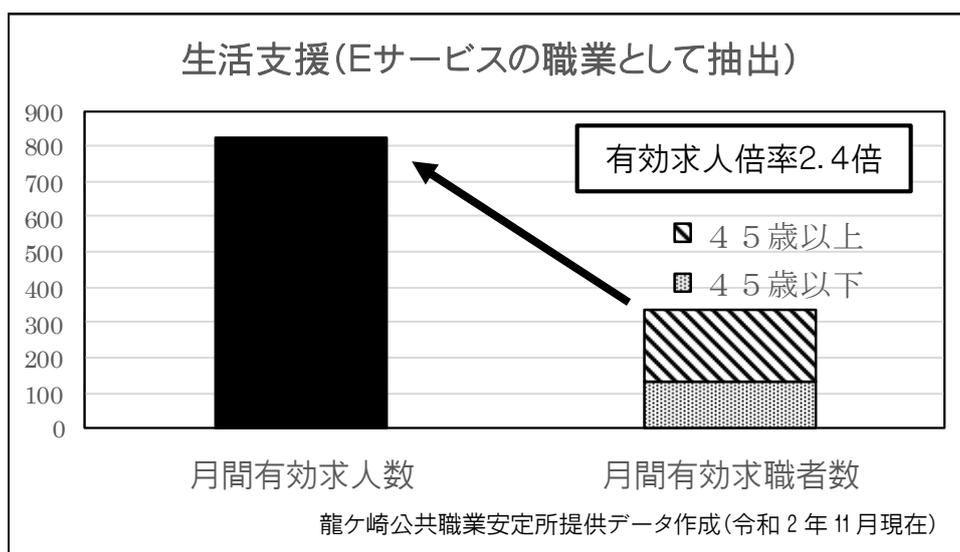
② 介護

月間有効求人数が489人に対して月間有効求職者数が81人、うち45歳以上の求職者数51人（62.9%）、求人倍率は6.0倍である。事業者側の人手不足が深刻である一方、求職者の過半数を45歳以上が占める。介護分野は高齢者層にとって就労ニーズが高い分野であることが分かる。



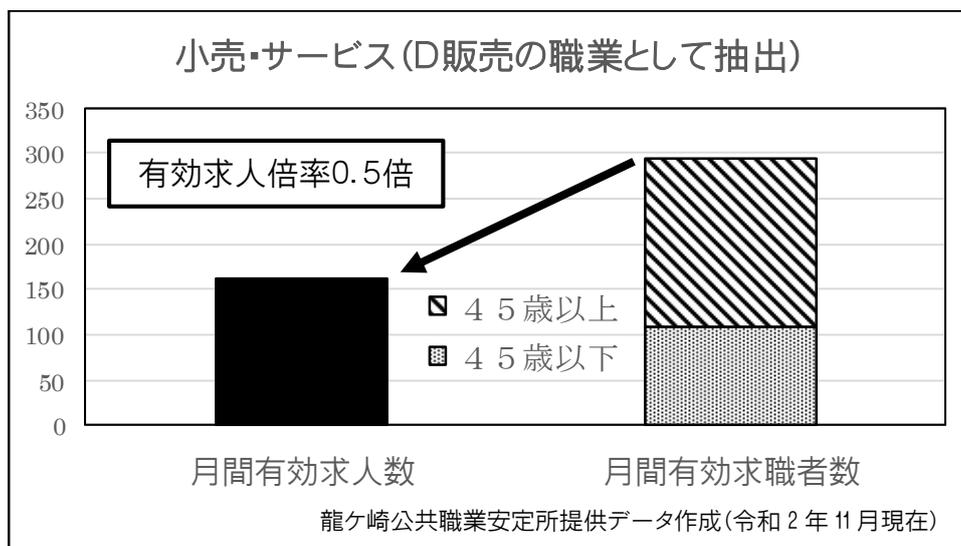
### ③ 生活支援

月間有効求人数が821人に対して月間有効求職者数が338人、うち45歳以上の求職者数206人（60.9%）、求人倍率は2.4倍である。介護以外の生活支援においても人手不足は深刻であり、様々なサービス受給者の生活を維持改善していくうえでも、早期の解決が望まれる。



### (イ) 小売・サービス

月間有効求人数が162人に対して月間有効求職者数が295人、うち45歳以上の求職者数187人（63.3%）、求人倍率は0.5倍である。有効求人倍率は1を下回っている状況であるが、高齢者の就労ニーズが特に高く、全体求職者数の過半数を超えている。需給のミスマッチが生じており、この解決が急務であるといえる。



(ウ) 農業

農林業センサスによれば、市内の農家戸数、農地面積の推移は以下のとおりである。

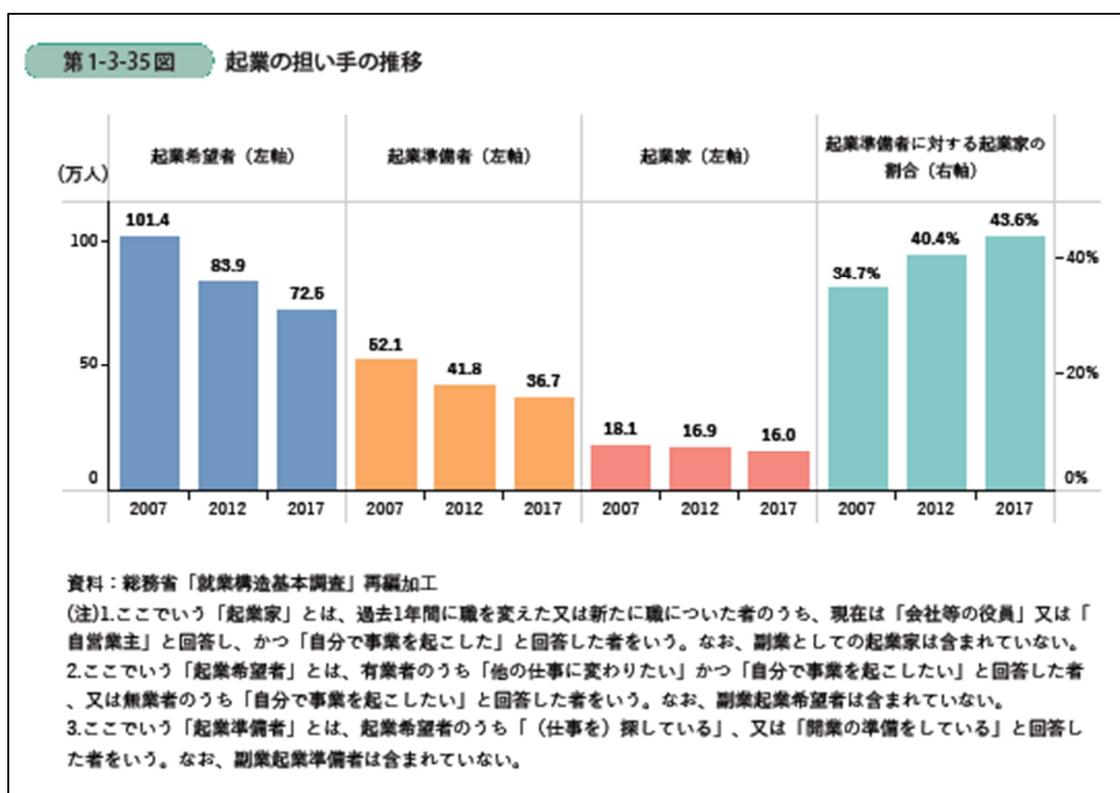
年度	農家戸数（戸）	経営耕地面積(ha)	1戸あたり耕地面積
平成17年度	1,218	1,969.7	1.617
平成22年度	1,114	2,026.3	1.819
平成27年度	964	1,816.7	1.885

平成17年度から27年度までの10年間で、農家数は254戸減少している一方、耕地面積には大きな変動はないため、1戸あたりの耕地面積は0.268ha増加しており、農家1戸が耕作する面積は16%ほど広がっている。

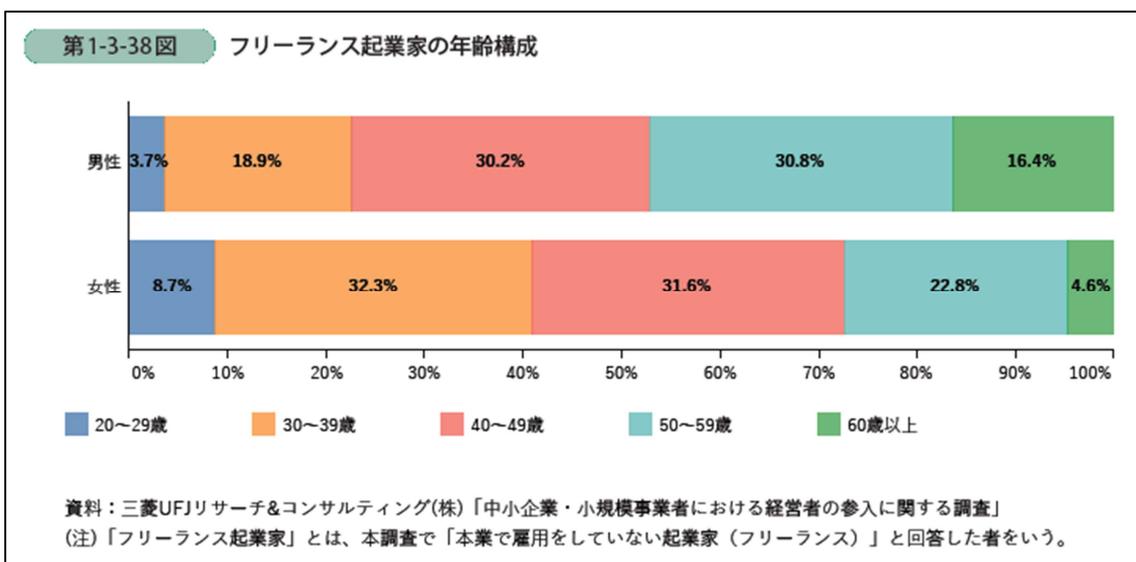
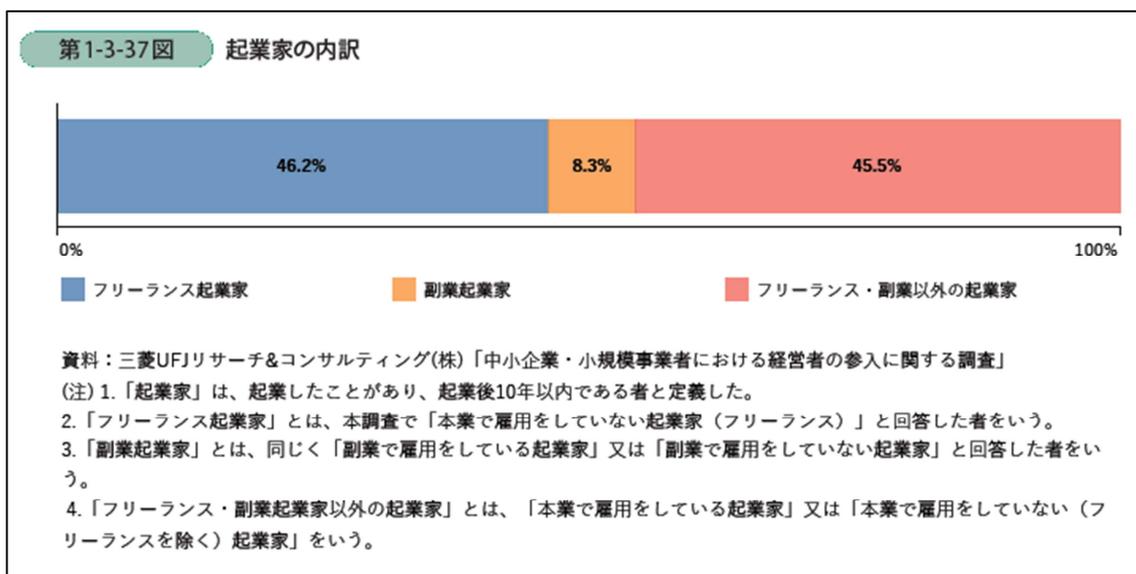
ここから、少子高齢化に伴う担い手不足により農家戸数は減っている一方、1戸あたりの規模は拡大しており、農繁期においては潜在的な人手不足が生じていることが推測できる。

(エ) 起業

起業の担い手の推移として、総務省「就業構造基本調査」によると、「起業希望者」、「起業準備者」、「起業家」の数は、いずれも減少傾向にあるが、「起業準備者に対する割合」は上昇傾向で推移している。



また、起業家の内訳として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による「中小企業・小規模事業者における経営者の参入に関する調査事業アンケート」では、起業家のうちフリーランス起業家が全体の46.2%を占めており、年齢構成では、男性の50歳以上が全体の47.2%（うち60歳以上が16.4%）、女性の50歳以上が全体の27.4%（うち60歳以上が4.6%）となっている。



その他、厚生労働省「雇用保険事業年報」による都道府県別開業率では、茨城県が開業率4.8%と全国第7位であり、廃業率も2.9%と全国で4番目に低く、起業家を受け入れやすい基盤整備が整いやすい環境であることがうかがえる。

第1-3-8図 都道府県別開廃業率（2018年度）

	開業率	廃業率
北海道	3.9%	3.8%
青森	3.1%	3.4%
岩手	3.2%	3.2%
宮城	4.1%	3.2%
秋田	2.6%	3.3%
山形	3.1%	3.3%
福島	3.7%	3.4%
茨城	4.8%	2.9%
栃木	4.1%	3.2%
群馬	4.1%	3.0%
埼玉	5.2%	2.9%
千葉	5.2%	3.0%
東京	5.0%	3.4%
神奈川	4.9%	4.2%
新潟	2.9%	3.2%
富山	3.2%	3.3%

	開業率	廃業率
石川	3.8%	2.8%
福井	3.1%	2.9%
山梨	3.8%	3.4%
長野	3.3%	3.0%
岐阜	3.8%	3.7%
静岡	4.0%	3.3%
愛知	5.1%	3.8%
三重	4.3%	3.3%
滋賀	4.0%	2.9%
京都	4.3%	3.5%
大阪	4.6%	3.8%
兵庫	4.5%	3.2%
奈良	4.3%	3.2%
和歌山	3.4%	2.9%
鳥取	3.4%	3.6%
島根	3.0%	3.2%

	開業率	廃業率
岡山	4.6%	3.1%
広島	3.7%	3.0%
山口	3.8%	3.3%
徳島	3.2%	2.9%
香川	3.8%	3.2%
愛媛	3.7%	2.7%
高知	3.4%	3.7%
福岡	5.1%	5.1%
佐賀	3.6%	3.5%
長崎	3.9%	3.4%
熊本	4.6%	2.8%
大分	3.9%	3.7%
宮崎	4.2%	3.1%
鹿児島	3.8%	4.4%
沖縄	6.5%	3.9%
全国計	4.4%	3.5%

資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」

(注) 1.開業率＝当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数×100

2.廃業率＝当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数×100

3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所である（雇用保険法第5条）。

本市においても、平成27年度以降、新たな取手市創業支援事業の取組みにより、起業家を受け入れやすい基盤整備が整いつつある。

### (3) 課題

#### (ア) 福祉（子育て・介護・生活支援）

福祉分野においては、人手不足が顕在化して高年齢者層への就業機会の需要が高まりつつあるも、業種によっては長年培ってきた経験だけでは補えない、専門知識や技術の習得、資格の取得が必要であると言える。本事業を通じて、そのような課題を解消する取組みを実施する。

具体的には、総合相談窓口コンシェルジュが求職者のニーズを聞き取り、キャリアアカウンティングをする中で、就労を実現するための必要な技能や資格取得のプランを提案する。そのうえで、希望者には介護資格取得を支援していく。また、相談時点では介護や福祉に大きな興味を抱いていない層に対しても、セミナーやシンポジウム等で訴求を図っていく。さらに、市内の介護等の事業所と連携して職場見学・職場体験などの機会も提供していく。

#### (イ) 小売・サービス

首都圏においては、小売業やサービス業の人手不足が顕在化している。また、求職者の側からみると就労ニーズが非常に高く、需給のミスマッチが生じている。取

手市は首都圏近郊のベッドタウンであり交通利便性の高い地域であることから、就業エリアも市内だけにとどまらず、広範囲に開拓することが可能であるが、反面、多種多様な業種・形態から高年齢者に適した雇用条件・環境等の情報提供や支援体制が必要であると言える。本事業を通じて、そのような課題を解消する取組みを実施する。

具体的には、事業者に対する調査事業において小売・サービス分野でどのような作業が高年齢者に向いているかを分析し、総合相談窓口コンシェルジュではその結果をもとに相談者に向いていると思われる業種・形態を紹介する。また、一般的に接客業が未経験の高年齢者は敬遠されると想定され、高年齢者の側でも不安が大きいと考えられるため、接客業に関するセミナーの開催や、とりで起業家支援ネットワークが運営するチャレンジショップ「Match-Market（マッチ・マーケット）」での小売業体験などにより、小売・サービス業での就労を希望する高年齢者のレベルアップに努めていく。

#### (ウ) 農業

農業分野については一般的に農地の確保や農機具などの設備投資が必要不可欠であり、農業経験のない高年齢者が参入していくことは考えづらいが、家庭菜園や市民農園などを趣味の範囲で楽しんでいる高年齢者は増えている。また一方で、農業生産における担い手不足は顕著化しており、農家はその対応を迫られている。

担い手不足を解消するには、農業への参加意欲のある高年齢者と、働き手を求める農家のマッチングを図ることが有効であるが、現状、農家では求人・求職という労働力需給の概念になじみが薄いことは否めない。そこで、高年齢者に対しては農業への魅力訴求と農業技術の指導、農業事業者に対しては「求人」という手法の意識啓発を行うことで、高年齢者が求人に応募して規模拡大を図る農業事業者や農業公社などへパートタイマーで就労する、農業事業者（求人者）は農繁期における働き手を充足させるといった関係性を地域で機能させていく。

具体的には、高年齢者雇用新規開拓啓発事業や雇用者意識調査事業において農業事業者からニーズを聞き取り、高年齢者に対して農業事業者への就労や体験型農園等を通して技術向上を図る。また、農業分野においては法制度の規定（農地法、農薬取締法等）など特殊性があるため、それらの分野に関するセミナーなども開催し、農業を趣味で楽しんでいる高齢者の意識啓発を図るとともに、生産技術だけでなく販売手法などについても学んでもらう機会を持たせることで、もう一步踏み込んだ業（なりわい）としての興味を促進する。

将来的には、本事業の取組みに参加することにより農業に習熟した高年齢者が、市内の農業事業者と連携協力して地域農業の担い手に成長したり、都心から近い立地を活かして、体験型農園による首都圏からの観光客を取り込むようなグリーンツ

ーリズムの旗手となることを目指す。

#### (エ) 起業

起業分野においては、中小起業白書によると起業家となるまでの段階として、①潜在的起業希望者、②初期起業準備者、③起業準備者、④起業家の大きく4つのステージに分けられる。(その他を⑤無関心者とする。)

①潜在的起業希望者は、起業を将来の選択肢の一つとして認識しているものの現時点では何ら準備をしていない者を指し、②初期起業準備者は、起業したいと考えており、他者への相談や情報収集を行ってはいるものの、事業計画の策定等、具体的な準備を行っていない者を指し、③起業準備者は、起業に向けて準備している者を指す。

そのような分類をする中で、いかに高年齢者層の①潜在的起業希望者や⑤無関心者を次のステージに引き込むかが重要な課題であると言える。また、①潜在的起業希望者や②初期起業準備者の抱える悩みとして、高年齢者層の多くは、「経営知識一般(財務・会計を含む)の習得」と、「事業に必要な専門知識・技術の習得」に不安がある傾向がある。本事業を通じて、そのような課題を解消する取組みを実施する。

具体的には、とりで起業家支援ネットワークが有するそれらのノウハウを教える起業スクールや、同組織が有する専門家ネットワークによる起業希望者向けの相談事業などを活用し、起業希望の高年齢者の不安や課題をひとつひとつ取り除いていく。

### 3. 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業(提案)

#### 【令和3年度】

#### (1) 総合相談事業(コンシェルジュ事業)

##### (ア) 事業内容

求職者や求人者である事業主からの相談を直接受け付ける窓口を設置する。この窓口では、高年齢者一人ひとりの顕在的希望や潜在的ニーズを丹念にヒアリングし、そのなかで本人が目指すのが「就労による社会参加」なのか、「起業による地域活性化」なのか、「ボランティア活動による地域参画」なのかをあぶりだす。また、週1回程度、キャリアコンサルティングを有する専門相談員を配置し、相談者のニーズに合わせ、仕事適正や身体能力等を考慮した、よりきめ細やかな支援を提供する。

そのうえで、高年齢者本人の働き方の希望条件・経歴・ニーズなどに合わせて、下記(2)の「高年齢者雇用新規開拓・啓発事業」により開拓した求人先への紹介や、必要に応じてハローワークやシルバー人材センター、とりで起業家支援ネ

ットワークなどに働きかけを実施する。

(イ) 支援対象者

就労・起業に関心を持つ一般の高年齢者、求人する事業主等

(ウ) 事業実施時期・期間

令和3年4月～令和4年3月

・週4日開設 ※キャリアコンサルタント専門相談員は週1日

・窓口開設時間 午前10時～午後3時

(エ) 事業実施機関

取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

(オ) 支援対象者の誘致方法

①広報紙やホームページ等での周知

②市が実施する関連団体・事業での周知

(自治会での回覧、介護予防事業参加者への周知など)

③SNSでの周知

④セミナー参加者への直接周知

(2) 高年齢者雇用新規開拓・啓発事業

(ア) 事業内容

商工会やシルバー人材センター、とりで起業家支援ネットワークによる事業者とのネットワークを活かし、事業推進員と実践支援員による事業所訪問を中心とした求人開拓を積極的に実施し、高年齢者向けの職務の切り出しを行う。

収集した求人情報は整理・加工のうえ、求人一覧表を作成し、相談室内で分かりやすく掲示するなど、視覚的にアピールする工夫をした情報提供に努める。

また、相談窓口で求職者が職業紹介を希望する場合は、ハローワークと連携した紹介を実施する。

事業主支援としては、事業所訪問の際に相談助言を行うほか、事業主から窓口に直接寄せられる求人案件等について相談受付を行い、実際の求人受理についてはハローワークに取り次ぐなど橋渡しを行う。

(イ) 支援対象者

市内を中心とする事業所

※特に重点業種である福祉（子育て・介護・生活支援）・小売サービス業

(ウ) 事業実施時期・期間

令和3年4月～令和4年3月

(エ) 事業実施機関

取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

(オ) 支援対象者の誘致方法

①商工会員への接触

②ハローワークで求人情報を掲載している事業者への接触

※これら以外にも、広報やホームページ等で訪問事業の周知を行う。

(3) シンポジウム事業

(ア) 事業内容

地域の高齢者に対して、高齢期のキャリア選択や雇用、就労、起業、社会参加に対する意識改革と地域全体で高齢者雇用に関する機運醸成を図ることを目的にシンポジウムを開催する。

主な内容としては、高齢者雇用に先進的に取り組む事業主や労働問題に見識の高い学識経験者等による講演と対談、高齢者を雇用する事業者・起業を実現した高齢者・地域のNPO団体で活動している高齢者など多様なセカンドキャリアを持つ人材によるパネルディスカッションを行う。

このように、シンポジウム参加者に対して本事業の紹介をすることで、就労希望者の総合相談窓口への誘導を図る。

(イ) 支援対象者

就労・起業に関心を持つ一般の高齢者及び高齢者雇用に関心を持つ事業所

(ウ) 事業実施時期・期間

令和3年4月～令和4年3月 1回（3時間程度）

(エ) 事業実施機関

取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

(オ) 支援対象者の誘致方法

①広報紙やホームページ等での周知

②市が実施する関連団体・事業での周知

(自治会での回覧、介護予防事業参加者への周知など)

③ SNSでの周知

④ セミナー参加者への直接周知

#### (4) セミナー事業

##### (ア) 事業内容

地域の高齢者が豊富な経験や技能を活かしつつ、他分野のスキルを付与し、能力アップを図るためのセミナーを開催する。主な内容としては、各重点業種への興味や意欲を高めるための入口的な内容とする。また、第1期事業で実施した市民アンケート調査結果により、「今後学びたいこと」の中で、「パソコン・IT知識」のニーズが非常に高かったことを踏まえ、特にIT知識を学ぶ機会を多く創出すると共に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ポストコロナに対応した取り組みとして、ウェブセミナー形式やZOOMを活用したセミナー、タブレットの貸出し等を積極的に取り入れるものとする。

No.	セミナー名	内容	開催予定回数
1	はじめてのZOOM講座	ZOOMの基本操作を学び、WEB会議やウェビナーへの参加促進を図る。	90分×1日間×2名×10コース
2	情報収集力を高めるセミナー	スマートフォンの基本知識や活用術を学び、情報収集力と情報発信力を高める。	90分×4日間×15名×2コース
3	シニアのための就職活動セミナー	就職活動に取り組む方を対象に、シニア層にありがちな悩みを解消する。	90分×1日間×20名×1コース or WEB配信
4	シニア雇用促進セミナー	事業者を対象にシニア人材の重要性を学び、雇用促進を図る。	90分×1日間×20名×1コース or WEB配信
5	コミュニケーション能力向上セミナー	社会参加・生涯現役で働くための必要なコミュニケーションの基本スキルを学ぶ。	90分×1日間×20名×1コース or WEB配信
6	シニアの起業セミナー	趣味や経験を生かして起業を希望する方を対象に、必要なノウハウを学ぶ。	90分×1日間×20名×1コース or WEB配信

7	介護のお仕事セミナー	介護関連事業所の職員による介護の魅力と技術を学ぶ。	90分×1日間×20名 ×1コース or WEB配信
8	福祉のお仕事セミナー	福祉関連事業所の職員による福祉の魅力と技術を学ぶ。	90分×1日間×20名 ×1コース or WEB配信
9	講師養成セミナー	趣味や経験を生かして講師を目指す方を対象に、人に物事を教えるノウハウを学ぶ。	90分×4日間×20名 ×1コース or WEB配信
10	農業体験セミナー	農業に興味がある方を対象に、農業経営の仕組みや、美味しい野菜作りのコツを学ぶ。	90分×1日間×20名 ×1コース or WEB配信

(イ) 支援対象者

就労・起業に関心を持つ一般の高年齢者

(ウ) 事業実施時期・期間

令和3年4月～令和4年3月

(エ) 事業実施機関

取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

(オ) 支援対象者の誘致方法

- ①広報紙やホームページ等での周知
- ②市が実施する関連団体・事業での周知  
(自治会での回覧、介護予防事業参加者への周知など)
- ③SNSでの周知
- ④セミナー参加者への直接周知

【令和4年度・令和5年度】

令和3年度の事業の継続を基本としつつ、アンケート調査結果を検証し、求職者の就労意識や企業のニーズを取り込んだ必要な改善を図っていく。併せて、協議会と市が連携して自立運営ができる可能性を探っていく。

【年度別実施事業一覧】

事業名	R 3	R 4	R 5
(1) 総合相談事業 (コンシェルジュ事業)	○	○	○
(2) 高齢者雇用新規開拓・啓発事業	○	○	○
(3) シンポジウム事業	○	○	○
(4) セミナー事業	○	○	○

4. 計画期間

令和3年4月～令和6年3月

5. 計画区域における高齢者の雇用・就業機会の確保の目標

(1) アウトプット指標

事業名	R 3	R 4	R 5
(1) 総合相談事業 (コンシェルジュ事業)	月 40 人来所	月 40 人来所	月 40 人来所
(2) 高齢者雇用新規開拓・啓発事業	300 社訪問	300 社訪問	300 社訪問
(3) シンポジウム事業	1 回 200 名	1 回 200 名	1 回 200 名
(4) セミナー事業	10 教室 20 コース 270 名	10 教室 20 コース 270 名	10 教室 20 コース 270 名

(2) アウトカム指標

事業名	R 3	R 4	R 5
(1) 総合相談事業 (コンシェルジュ事業)	就業者 180 名 〔内訳〕 ※ (i) 50 名 (ii) 100 名 (iii) 30 名 起業者 15 名	就業者 180 名 〔内訳〕 ※ (i) 50 名 (ii) 100 名 (iii) 30 名 起業者 15 名	就業者 180 名 〔内訳〕 ※ (i) 50 名 (ii) 100 名 (iii) 30 名 起業者 15 名

(2)高年齢者雇用新規開拓・啓発事業	訪問事業者からの求人情数 30 件	訪問事業者からの求人情数 30 件	訪問事業者からの求人情数 30 件
(3)シンポジウム事業	アンケート「満足」の割合 90%	アンケート「満足」の割合 90%	アンケート「満足」の割合 90%
(4)セミナー事業	アンケート「満足」の割合 90%	アンケート「満足」の割合 90%	アンケート「満足」の割合 90%

※ (1) 総合相談事業 (コンシェルジュ事業) における就業者の内訳

- (i) 週の所定労働時間が 20 時間以上で雇用保険の適用対象となる雇用者の数
- (ii) 上記 (i) 以外 (週の所定労働時間が 20 時間未満) の雇用者の数、シルバー人材センターでの就業者数及び有償ボランティア数の合計
- (iii) 無償ボランティアの数

## 6. 茨城県・取手市が実施する (している) 高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

茨城県では、高年齢者がその意欲と能力に応じて多様な職業形態を選択できるよう、労働局及び (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携により、民間の教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練コースを設置し、職業能力開発の機会確保を図っている。また、高年齢者の社会参加と生きがいづくりのために、多様な就労機会の確保ができるよう、いばらき就職支援センターでは、就業相談やセミナーを実施し、高年齢者雇用の促進を図るとともに、ハローワークとの連携強化や相談窓口の充実に取り組んでいる。

取手市においては、龍ヶ崎ハローワークとの連携により、取手市地域職業相談室 (ふるさとハローワーク) を開設すると共に、生涯現役促進地域連携事業の実施にあたり、専属の職員を配置し、推進協議会と協働して高年齢者の就業機会の確保に努めている。

## 第2 本計画の協議先となる協議会

### 1. 協議会の名称及び構成員

#### (1) 協議会の名称

取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会

#### (2) 協議会の構成員

- ・一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク理事
- ・公益社団法人取手市シルバー人材センター事務局長
- ・取手市地域支え合いづくり推進協議会長
- ・常陽銀行取手支店長

- ・取手市商工会事務局長
- ・取手市社会福祉協議会事務局長
- ・取手市副市長
- ・取手市高齢福祉課長
- ・取手市市民協働課長
- ・取手市農政課長
- ・取手市産業振興課長

## 2. 協議会の構成員が実施する（している）高年齢者の就業の機会の確保に資する事業

### （1）一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク

地域の高年齢者が豊富な経験や技能を活かして、自らが起業できるようセミナーやスクールを開催。起業に関する情報提供や、市内の高年齢起業家の活躍を紹介して機運醸成を図る。

### （2）公益社団法人取手市シルバー人材センター

高年齢者に相応しい仕事を当センターが請負又は委任によって引き受け、会員が臨時的、短期的に就業する事業を行う。

### （3）取手市地域支え合いづくり推進協議会

該当事業はないが、当協議会の目的である、高齢者や障害者等の地域社会とのつながりや支援が必要な人々を地域社会において支える活動の基盤整備を構築する上で、就業の機会の確保に関する可能性を探る。

### （4）常陽銀行

茨城労働局との働き方改革に関する包括連携協定を締結し、同行が県内の取引先企業に対し、ワークライフバランスの推進や労働生産性の向上、高年齢者雇用の促進に向けた取り組み、情報提供を実施する。

### （5）取手市商工会

会員である事業者への本事業への働きかけと、中小企業者への高年齢者の雇用拡大に対する取り組み啓発を図る。

### （6）取手市社会福祉協議会

訪問介護事業所やファミリーサポートセンター事業等で活動するための人材育成研修の実施と事業所への紹介。

## 3. 協議会の活動内容

別添の協議会規約のとおり。

# 取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を茨城県取手市寺田5139番地取手市役所産業振興課内に置く。

2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協議会は、高年齢者雇用安定法第34条第2項第1号の計画区域において、高年齢者及び地域のニーズ等を踏まえた創意工夫のある高年齢者の雇用・就業機会の確保に資する事業を実施し、高年齢者が当該計画区域における社会で活躍できる環境整備を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、高年齢者雇用安定法第34条第2項第3号に定める事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、第3条の目的に賛同する関係者をもって組織する。

## 第3章 役員

(代表)

第6条 本協議会に、1名の代表を置く。

2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

第7条 本協議会に、2名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 代表及び監事は総会において選出する。

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

### (構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、代表が務める。

### (権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

### (開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

### (定数及び議決)

第12条 総会は、全会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決する。

3 賛成と反対が同数の場合は、議長が決するものとする。

### (議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第5章 運営委員会

### (構成)

第14条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

2 当該事業の実施にあたり必要と認められる場合は、会員以外の者を運営委員会に招致し、意見等を求めることができる。

### (機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

### (開催)

第16条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

## 第6章 財産及び会計等

### (財産)

第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

### (事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。これを変

更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 19 条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。

(書類の保存)

第 20 条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後 5 年間とする。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 21 条 この規約は、総会において出席した会員の過半数の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第 22 条 本協議会は、総会において出席した会員の過半数の議決を経て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の構成員となっている取手市が、当該事業終了後 5 年経過する間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第 23 条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において、出席した会員の過半数の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 24 条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、事業統括員及び事業推進者並びに会計事務責任者（兼務可）を置く。

3 事業統括員及び事業推進者並びに会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

第 25 条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかななければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

## 第9章 補足

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、代表が別に定める。

### 附則

1 この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。